

第9期介護保険事業計画・保険料について

1. 介護保険の現状

- 2025年・2040年を控え、介護保険制度の見直し時期にある
- これまで、在宅重視を掲げ、市独自の「上乘せサービス」「横出しサービス」を実施
- いきいき広場で包括的な相談支援を実施し、サービス等を案内
- 国よりも先行して多段階化しており、現状は17段階
- 近隣も含め、事業所の参入でサービスの選択肢は広がっている
- 健康自生地を含め、通いの場等が充実。フレイル予防につながっている
- サービスの利用は、第8期の見込みより抑えられている傾向
- 介護保険料は平準化されてきている

2. 高齢者福祉計画・介護保険事業計画の方向性

- 重層的支援の「参加支援」「地域づくり支援」によるフレイル予防・健康増進を拡充
- 「横出しサービス」で「移動支援」を拡充。外出によるフレイル予防・健康維持を支援
※コミュニティバスのオンデマンド化、居宅介護支援券のタクシー利用を活用
- 事業者と連携し、「参加支援」「地域づくり支援」による地域循環型福祉経済を推進
- 先進企業等との連携による事業者の経営を支援
- 「上乘せサービス」廃止による保険料の抑制

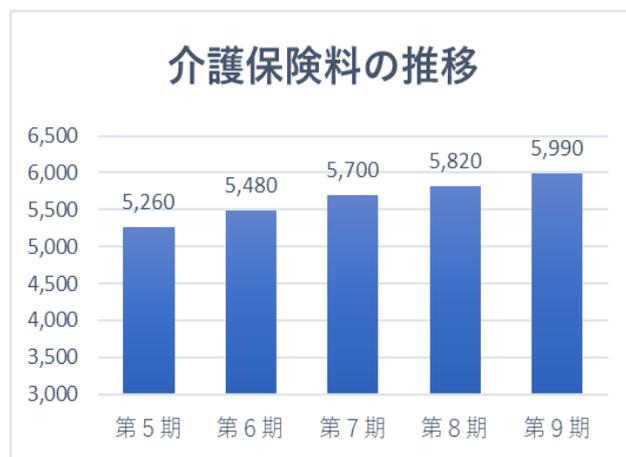
3. 介護保険料設定にあたっての留意事項・考え方

【国の動向】

- ① 介護報酬改定（物価高騰・処遇改善等）
 - ・国から示されていない。年末に結論（予定）
- ② 第1号被保険者（65歳以上の方）の負担割合
 - ・第8期 23% → 第9期 23% 変更なし
- ③ 所得段階における国の基準所得金額
 - ・第8期 9段階 → 第9期 13段階（予定）

【高浜市】（前回の審議会より）

- ④ 所得段階における多段階化
 - ・第8期 17段階 → 第9期 17段階（要検討）
- ⑤ 介護給付費準備基金の取り崩し
 - ・介護給付費支払準備基金剰余額の**一部**を歳入として繰り入れ、保険料の上昇を抑制
 - ・令和5年12月補正後見込残高 197,035,487円
 - ・第8期計画 1億2千万円取り崩し → 第9期 同程度の取り崩しを見込む
- ⑥ 上乘せ・横出しサービス
 - ・「上乘せ」アンケート結果では見直しのニーズが高い。
 - ・保険料への影響も高いことから、**廃止**の方向で検討する。
 - ・横出しについては、アンケート結果から維持のニーズが高い。



4. 上乗せサービスの見直しについて

(1) 前回の議論等

市が提示した現状・課題等	審議会からのご意見、アンケート結果等 ●：介護保険審査会 ○：アンケート結果
<ul style="list-style-type: none"> 年間支給金額(R4)は、約718万円。第8期は、第7期の1/4程度に縮小。 上乗せサービスを実施しているのは<u>全国で9団体のみ</u>。 上乗せサービス利用者は、<u>有料老人ホームやサ高住の方が多い</u>。(58名中33名) 利用率75%以上が62.1%あり、サ高住、有料老人ホームの方の利用がうち61.1%。 	<ul style="list-style-type: none"> ○「上乗せ金額の見直しを行い、保険料の負担を少なくする」(見直し) および「上乗せは行う必要はない」(廃止)のニーズが現行どおりに比較して高い。 ●被保険者の方がお一人おひとり63円の負担をしていて、それを利用している人数は約60人というところなど問題はあると思います。 ●要介護認定を受けていない人の負担が増えていくことになり、市民から不満が出るのではないかと思う。認定を受けている人と受けていない人の意見を併せて、今後について事務局から提案してほしい。

(2) 今後の考え方・方向性

考え方	方向性
<ul style="list-style-type: none"> 介護保険制度が始まって23年経過し、その間、様々なサービスが変化中、上乗せサービスを始めた目的(在宅重視)を再認識しつつ、<u>フレイル予防・健康増進を目指す</u>。 保険料の負担増が避けられない中、<u>廃止に向けた見直しを行う必要がある</u>。 	<ul style="list-style-type: none"> 第9期では、上乗せサービスの本来の目的を再認識しつつも、フレイル予防・健康増進を目指すとともに、保険料の負担を軽減するため、<u>廃止に向けた見直しを行う</u>。

5. 介護保険料シミュレーション

第9期介護保険料(暫定)をシミュレーションした結果は次のとおりである。

(円)

第9期介護保険料	基準月額	上乗せサービス費	横だしサービス費	支払準備基金取り崩し
5,990	6,283	0	36	▲329

介護保険料シミュレーション (※8期5,820円との差額)	
上乗せ見直しなし (第8期同条件)	 6,052円(+232円) 上乗せ分62円
上乗せ廃止	 5,990円(+170円) 上乗せ分0円 ▲62円

《第8期における国所得段階と高浜市所得段階の比較》

国			高浜市			
所得段階	基準額に対する割合	対象者	所得段階	基準額に対する割合	対象者	対象者
1	(×0.50)※	市民税 世帯 非課税	生活保護受給者または老 齢福祉年金受給者	1	(×0.45)※	生活保護受給者または老 齢福祉年金受給者
			合計所得と課税年金収入 の合計が80万円以下			合計所得と課税年金収入 の合計が80万円以下
2	(×0.75)※	市民税 世帯 非課税	合計所得と課税年金収入 の合計が120万円以下	2	(×0.65)※	合計所得と課税年金収入 の合計が120万円以下
3	(×0.75)※		合計所得と課税年金収入 の合計が120万円超	3	(×0.70)※	合計所得と課税年金収入 の合計が120万円超
4	(×0.90)	市民税 世帯 課税 かつ 本人 非課税	合計所得と課税年金収入 の合計が80万円以下	4	(×0.85)	合計所得と課税年金収入 の合計が80万円以下
5	×1.00		合計所得と課税年金収入 の合計が80万円超	5	×1.00	合計所得と課税年金収入 の合計が80万円超
6	(×1.20)	市民税 本人 課税	前年合計所得が 120 万円 未満	6	(×1.15)	前年合計所得が 120 万円 未満
7	(×1.30)		前年合計所得が 120 万円 以上 210 万円未満	7	(×1.20)	前年合計所得が 120 万円 以上 125 万円未満
				8	(×1.30)	前年合計所得が 125 万円 以上 210 万円未満
8	(×1.50)		前年合計所得が 210 万円 以上 320 万円未満	9	(×1.50)	前年合計所得が 210 万円 以上 290 万円未満
				10	(×1.60)	前年合計所得が 290 万円 以上 320 万円未満
9	(×1.70)		前年合計所得が 1,000 万 円以上	11	(×1.70)	前年合計所得が 320 万円 以上 350 万円未満
				12	(×1.75)	前年合計所得が 350 万円 以上 500 万円未満
				13	(×1.80)	前年合計所得が 500 万円 以上 600 万円未満
				14	(×1.85)	前年合計所得が 600 万円 以上 700 万円未満
				15	(×1.95)	前年合計所得が 700 万円 以上 850 万円未満
				16	(×2.10)	前年合計所得が 850 万円 以上 1,000 万円未満
				17	(×2.20)	前年合計所得が 1,000 万 円以上

※消費税を財源とした国の低所得者に対する保険料軽減策により、第1段階の基準額に対する割合は

0.45から0.25に、第2段階の基準額に対する割合は0.65から0.40に、第3段階の基準額に対する割合は0.7から0.65に軽減されます。